

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律骨子案
(中央当局の任務と子の返還命令に係る手続)

中央当局の任務に関する部分

【第一 総則】

一 趣旨

この法律は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の実施を確保するため、条約第六条第一項に規定する中央当局の任務、子の返還命令に係る手続等について定めるものとする。

二 中央当局の援助手続に関する適用範囲

1 子の返還に関するこの法律の適用範囲

この法律は、子の返還に関して、次に掲げる場合に適用するものとする。

(一) 我が国以外の条約の締約国に常居所を有する子について、条約第三条第一項 a 及び b に定める条件を満たす態様による当該我が国以外の条約の締約国から我が国への移動又は留置が行われた場合

(二) 我が国に常居所を有する子について、条約第三条第一項 a 及び b に定める条件を満たす態様による我が国から我が国以外の条約の締約国への移動又は留置が行われた場合

2 子との面会交流に関するこの法律の適用範囲

この法律は、子との面会交流に関して、次に掲げる場合に適用するものとする。

(一) 我が国以外の条約の締約国に常居所を有する子について、当該我が国以外の条約の締約国から我が国への移動又は留置が行われた場合

(二) 我が国に常居所を有する子について、我が国から我が国以外の条約の締約国への移動又は留置が行われた場合

3 子の年齢

この法律は、子が 16 歳に達した場合には、適用しないものとする。

4 時間的適用範囲

この法律は、条約第三十五条第一項の規定に基づき適用するものとする。

三 中央当局の指定 【P】

条約第六条第一項に規定する中央当局について定めるものとする。

【第二 中央当局に対する援助の申請】

一 我が国に現在する子の返還に関する我が国の中央当局に対する援助の申請

1 我が国の中央当局に対する申請

我が国に現在する子の返還を求める者（機関その他の団体を含む。）は、このための援助の申請を我が国の中央当局に対して行うことができるものとする。

2 我が国の中央当局に対する申請の方法

上記1の申請については、条約第八条第二項に定める事項を含めるほか、その他省令で定める方法によって行うものとする。

3 我が国の中央当局における審査

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、当該申請がこの法律の適用対象とならないことが明らかな場合又は申請に十分な根拠のないことが明白である場合には、当該申請を却下することができるものとする。

この場合には、我が国の中央当局は、申請者又は申請を転送した中央当局に対し、その理由を通知するものとする。

4 我が国の中央当局から他の締約国への申請の転送

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、子が我が国以外の条約の締約国に現在すると信ずるに足る合理的な理由がある場合には、当該申請を当該我が国以外の条約の締約国の中央当局に直接かつ遅滞なく転送し、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

5 我が国の中央当局が行う事務

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、子の返還を確保するため、必要に応じ、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（一） 子の所在の特定に関すること。

（二） 子に対する虐待その他の危害を防止するため、必要な措置を講ずること。

（三） 子の任意の返還又は当事者間の解決をもたらすために助言すること。

（四） 利害関係人に対し、司法上の手続を含め我が国の国内法制につき必要な情報を提供すること。

（五） 他の締約国への子の安全な返還を確保するため、子が返還されることとなる国の中央当局及び（子が日本国籍を有する場合には）当該国に所在する我が国の在外公館との連携のもと、適当な行政上の措置をとること。

（六） 裁判所が返還手続の開始から六週間以内に決定を行うことができない場合において、要請があるときは、司法当局に対して、手続の遅延の理由を照会すること。

6 他の関係する機関への協力要請

我が国の中央当局は、上記5の事務を遂行するため、必要があると認める場

合は、関係する行政機関又は地方公共団体等の長などに対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

- * 行政機関の長が中央当局の求めに応じて保有個人情報を提供することについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項に基づく場合に当たると整理し、地方公共団体の長については、各地方公共団体の定める個人情報保護に関する条例に基づくこととする。
- * 行政機関の長又は地方公共団体等の長などは、事案の性質に応じその他関連法令を踏まえ、提供する情報の範囲について検討する。
- * 行政機関又は地方公共団体等の長などから中央当局に提供される情報の秘密の保持については、十分に配慮する。

7 我が国以外の条約の締約国の中央当局への協力要請

我が国の中央当局は、上記5の事務を遂行するため、必要があると認める場合は、我が国以外の条約の締約国の中央当局に対して、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

二 我が国以外の条約の締約国に現在する子の返還に関する我が国の中央当局に対する援助の申請

1 我が国の中央当局に対する申請

我が国以外の条約の締約国に現在する子の返還を求める者（機関その他の団体を含む。）は、このための援助の申請を我が国の中央当局に対して行うことができるものとする。

2 我が国の中央当局に対する申請の方法

上記1の申請については、条約第八条第二項に定める事項を含めるほか、その他省令で定める方法によって行うものとする。

3 我が国の中央当局における審査

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、当該申請がこの法律の適用対象とならないことが明らかな場合又は申請に十分な根拠のないことが明白である場合には、当該申請を却下することができるものとする。この場合には、我が国の中央当局は申請者に対し、その理由を通知するものとする。

4 我が国の中央当局から我が国以外の条約の締約国への申請の転送

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、当該申請を子が現在するとされる我が国以外の条約の締約国の中央当局に直接かつ遅滞なく転送し、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

5 我が国の中央当局が行う事務

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、必要に応じ、以下に掲げる事

務をつかさどるものとする。

(一) 我が国以外の条約の締約国において子に対する虐待その他の危害が及ぶことが認められる場合、当該我が国以外の条約の締約国に対して必要な措置をとるよう要請すること。

(二) 我が国以外の条約の締約国の中央当局からの要請等を受け、子に関する情報を収集すること。

(三) 我が国以外の条約の締約国の中央当局からの要請等を受け、我が国の法令に関する情報を提供すること。

(四) 我が国への子の安全な返還を確保するための適当な行政上の措置をとること。

(五) 我が国以外の条約の締約国の司法当局又は行政当局における返還手続の開始から六週間以内に決定が行われない場合に、我が国以外の条約の締約国の司法当局又は行政当局に対して、手続の遅延の理由を照会すること。

6 他の関係する機関への協力要請

我が国の中央当局は、上記5の事務を遂行するため、必要があると認める場合は、関係する行政機関又は地方公共団体等の長などに対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

- * 行政機関の長が中央当局の求めに応じて保有個人情報を提供することについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項に基づく場合に当たると整理し、地方公共団体の長については、各地方公共団体の定める個人情報保護に関する条例に基づくこととする。
- * 行政機関又は地方公共団体等の長などは、事案の性質に応じその他関連法令を踏まえ、提供する情報の範囲について検討する。
- * 行政機関又は地方公共団体等の長などから中央当局に提供される情報の秘密の保持については、十分に配慮する。

三 我が国に現在する子との面会交流に関する我が国の中央当局に対する援助の申請

1 我が国の中央当局に対する申請

我が国に現在する子との面会交流を求める者は、このための援助の申請を我が国の中央当局に対して行うことができるものとする。

2 我が国の中央当局に対する申請の方法

上記1の申請については、省令で定める方法によって行うものとする。

3 我が国の中央当局における審査

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、当該申請がこの法律の適用対

象とならないことが明らかな場合又は申請に十分な根拠のないことが明白である場合には、当該申請を却下することができるものとする。

この場合には、我が国の中央当局は申請者又は申請を転送した中央当局に対し、その理由を通知するものとする。

4 我が国の中央当局から他の締約国への申請の転送

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、上記3の場合を除き、子が我が国以外の条約の締約国に現在すると信ずるに足る合理的な理由がある場合には、当該申請を当該我が国以外の条約の締約国の中央当局に直接かつ遅滞なく転送し、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

5 我が国の中央当局が行う事務

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、必要に応じ、条約第七条に規定する協力についての義務を負うものとする。

四 我が国以外の条約の締約国に現在する子との面会交流に関する我が国の中央当局に対する援助の申請

1 我が国の中央当局に対する申請

我が国以外の条約の締約国に現在する子との面会交流を求める者は、このための援助の申請を我が国の中央当局に対して行うことができるものとする。

2 我が国の中央当局に対する申請の方法

上記1の申請については、省令で定める方法によって行うものとする。

3 我が国の中央当局における審査

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、当該申請がこの法律の適用対象とならないことが明らかな場合又は申請に十分な根拠のないことが明白である場合には、当該申請を却下することができるものとする。

この場合には、我が国の中央当局は申請者に対し、その理由を通知するものとする。

4 我が国の中央当局から他の締約国への申請の転送

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、当該申請を子が現在するとされる当該我が国以外の条約の締約国の中央当局に直接かつ遅滞なく転送し、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

5 我が国の中央当局が行う事務

上記1の申請を受領した我が国の中央当局は、必要に応じ、条約第七条に規定する協力についての義務を負うものとする。

子の返還命令手続に関する部分

【第一 返還命令手続の新設】

既存の訴訟手続や非訟手続によるのではなく、条約の国内担保法において、条約に基づく子の返還命令のための手続を新設するものとする。

この手続は、訴訟手続ではなく、非訟手続で行うものとする。

【第二 申立て】

一 当事者

監護権を侵害して子が連れ去られたか又は拘束されていると主張する者は、子を連れ帰り又は現に監護している者を相手方として、子の返還命令の申立てをすることができるものとする。

* 中央当局は、申立人とならないものとする。

二 代理人

原則として、弁護士でなければ当事者の代理人となることができないものとする。

* 弁護士強制制度は採用しないものとするが、この手続への代理人弁護士の関与を促進する方策について、費用の負担の点も含めて検討する必要がある。

三 管轄

子の返還命令の申立てについて、裁判所の管轄を集中するものとする。

* どの裁判所がこの手続を行うかについては、手続の骨格が固まった段階で別途定めるものとする。

四 申立手数料等

申立人は、申立ての手数を納めるとともに必要な費用の概算額を予納しなければならないものとする。

* 条約第四十二条に基づいて条約第二十六条第三項の留保をすることが前提となる。

五 他の裁判手続の中止

子について親権者の定めその他監護に関する事項の定めをするための裁判手続が係属しているときは、当該裁判手続は、子の返還命令の申立てについての裁判が確定するまでの間、原則として中止するものとする。

【第三 審理】

一 手続の非公開

この手続は、公開しないものとする。

二 迅速な審理

裁判所は、子の返還命令の申立てがあったときは、できる限り迅速に当該申立てについての裁判をするよう努めるものとする。

* 条約第十一条第一項関係するもののほか、迅速な処理を実現する上で必要不可欠と考えられる審理手続の特則等の要否について、条約の他の諸規定を担保するための規定の要否と併せて検討する。

三 裁判資料の収集

原則として、当事者が裁判資料を収集し、裁判所に提出すべきものとするが、条約上当事者による立証が要請されている要件以外のものについては、裁判所が職権で事実の調査又は証拠調べをすることもできるものとする。

* 条約第十三条第二項の子の意見の聴取方法については、どの裁判所がこの手続を行うか（第二の三参照）を定める際に併せて検討する。

四 相手方の陳述

裁判所は、子の返還命令の申立てについての裁判をするには、相手方の陳述を聴かなければならないものとする。

【第四 子の返還命令の申立てに係る裁判】

一 返還命令の要件

裁判所は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、二により子の返還を拒否する場合を除き、相手方に対し、子を常居所地国に返還することを命じなければならないものとする。ただし、子の返還が我が国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものである場合は、この限りでないものとする。

(一) 子が16歳に達していないこと。

(二) 子が我が国に現在すること。

(三) 子が我が国以外の条約締約国に常居所を有していたこと。

(四) 相手方が子を連れ去り、又は留置していること。

(五) 子の常居所地国の法令の下で、申立人が監護権を有しており、かつ(四)の子の連れ去り又は留置が当該監護権を侵害すること。

(六) (四)の子の連れ去り又は留置の時に申立人が現実に監護権を行使して

いなかった場合には(二(二)参照),当該連れ去り又は留置がなければ申立人が現実に監護権を行使していたであろうこと。

二 返還拒否事由

* (四)については,条約第十三条第一項bの文言が抽象的であるため,条約の文言をそのまま国内担保法における返還拒否事由として採用するだけでは,裁判規範としての明確性の要請という観点からも,当事者の予測可能性の確保という観点からも,適当ではないと考えられる。したがって,法案化作業に当たっては,本骨子案をもとに,法制上の問題にも考慮した上で,具体的な規定の仕方を検討する必要がある。

一の要件の全てに該当する場合であっても,相手方が次に掲げる事由のいずれかがあることを証明したときは,裁判所は,返還命令の申立てを棄却することができるものとする。

(一) 返還命令の申立てが子の連れ去り又は留置の時から1年を経過した後にされたものであり,かつ,子が新しい環境になじんだこと。

(二) 子の連れ去り又は留置の時に申立人が現実に監護権を行使していなかったこと。

(三) 申立人が子の連れ去り又は留置の前にこれに同意し,又はその後これを承諾したこと。

(四) 次に掲げる事由のいずれかがあること。

(1) 子に対する暴力等

子が申立人から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「暴力等」という。)を受けたことがあり,子を常居所地国に返還した場合,子が更なる暴力等を受けるおそれがあること。

(2) 相手方に対する暴力等(児童虐待の防止等に関する法律第二条第四号参照)

相手方が,申立人から子が同居する家庭において子に著しい心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けたことがあり,子を常居所地国に返還した場合,子と共に帰国した相手方が更にかかる暴力等を受けるおそれがあること。

(3) 相手方が子と共に帰国することができない事情等

次に掲げる事情があるため相手方が常居所地国において子を監護することができず,かつ,相手方以外の者が子を常居所地国において監護することが子の利益に反すること。

イ 相手方が常居所地国に適法に入国することができないおそれがあること。

ロ 相手方が常居所地国において逮捕され,又は刑事訴追を受けるおそれがあること。

ること。

八 相手方が常居所地国において生計を維持することが著しく困難となるおそれがあること。

二 その他相手方が子と共に常居所地国に帰国することが不可能又は著しく困難となるおそれがあること。

(4) 包括条項(上記(1)~(3))は同(4)の例示)

その他子を常居所地国に返還することが、子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

* なお、子の返還拒否の判断に当たっては、子を常居所地国に返還した場合、子が兄弟姉妹と同居することができなくなることについて考慮するものとする。

(五) 子が返還されることを拒み、かつ、子がその意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していること。

三 裁判の効力

子の返還命令の申立てについての裁判は、確定しなければその効力を生じないものとする。

【第五 不服申立て】

現行の非訟手続に準じた規律を設けることとする。

* 現行の非訟手続には、高等裁判所への即時抗告並びに高等裁判所の裁判に対する最高裁判所への特別抗告及び許可抗告を認めるものがある。

【第六 子の返還の実現】

裁判所が行う強制執行は、間接強制によることとし、その旨の明文の規定を設けるものとする。

* 子の返還が任意に実現するよう、中央当局による説得のほか、調停、ADR等の積極的な活用が重要となる。

(了)